

至誠館大学特別奨学生（一般学生）授業料免除規程

（目的）

第1条 この規程は、至誠館大学授業料等免除規程第3条の規定により、本学の学生の範となり、将来社会で有為の人材として活躍する強固な意志と意欲のある者で、経済的な事情で修学が困難な者に対して、授業料の減免について適用方法を定める。

（減免対象者）

第2条 減免対象者は、高等学校（中等教育学校）において、勉学に熱心に取り組んだ者とする。

2 対象人数等は次のとおりとする。

- ・学業において優秀な成績を有し、校長の推薦する者で、本学において勉学に励む強い意志を有する者で、経済的な事情で修学が困難な者。
- ・適用人数は、15人程度とする。
- ・経済的な事情で修学が困難な者の条件等は別に定める。

（減免する授業料）

第3条 減免する授業料は以下のとおりとする。ただし、令和3年度以降の入学生については高等教育の修学支援新制度との併用はできないものとする。成績優秀者選考において審査し、授業料の原則4割を免除することができる。

（減免期間）

第4条 授業料の免除期間は、1年間とする。ただし審査を経て更新することができる。

（出願書類）

第5条 特別奨学生による授業料の減免を希望する者は、授業料減免申請に関する所定の書類を、大学事務局に提出する。

2 提出書類については、別に定める。

（減免対象者の選考）

第6条 授業料の減免を受ける者の選考は、学生委員会の議を経て、理事長が決定する。

（減免の告知）

第7条 6条で減免が決定した者に対しては、書面をもって告知しなければならない。

2 前項の告知内容は減免額、納入しなければならない額、第8条の免除取消し内容とする。

（減免取り消し）

第8条 授業料の減免を受けた者が、当該減免期間中に、次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の議を経て、理事長が減免の取り消し及びその期間を決定する。

- (1) 学則による懲戒処分（訓告を除く。）を受けた場合
- (2) 学生として素行好ましくないと認められた場合
- (3) 第5条に規定する出願書類に虚偽の記載を行った場合

2 前項の規定により、減免の取り消しをした場合は、当該授業料の減免を許可した額の全部又は一

部を納付させることができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の減免率については、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例にする。

制 定	平成29年	5月	25日	
改 正	平成30年	4月	1日	(第1回改正)
	平成31年	4月	1日	(第2回改正)
	令和 2年	4月	1日	(第3回改正)
	令和 3年	4月	1日	(第4回改正)
	令和 5年	4月	1日	(第5回改正)